

佐賀県告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年一月十五日から平成二十二年二月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路		の変更 前後	区 域	
	区	間		幅員 メートル	延長 メートル
一般国道 二〇七号	鹿島市大字常広字裏町三番 七地先から	鹿島市大字常広字裏町三番	後	三一・三 〇・五	六二〇・一
	鹿島市大字高津原字松籠四 四三一番三地先まで	鹿島市大字高津原字松籠四	前	一四・四 〇・三	六二四・八
一般国道 四四四号	鹿島市大字高津原字松籠四 四二四番四地先から	鹿島市大字高津原字松籠四	後	三一・三 〇・五	六二〇・一
	鹿島市大字常広字裏町四番 一地先まで	鹿島市大字常広字裏町四番	前	一四・四 〇・三	六二四・八

県道 山浦肥前鹿島 停車場線		県道 肥前鹿島停車 場線		県道 鹿島嬉野線	
鹿島市大字高津原字柳箆四 三三五番五地先から 鹿島市大字高津原字横澤箆 四〇九九番三地先まで	鹿島市大字高津原字横澤箆 四一〇三番八地先から 鹿島市大字高津原字横澤箆 四〇七八番一四地先まで	鹿島市大字高津原字横澤箆 四一〇三番八地先から 鹿島市大字高津原字横澤箆 四〇七八番七地先まで	鹿島市大字高津原字横澤箆 四一〇三番八地先から 鹿島市大字高津原字二本松 三六〇八番七地先まで	鹿島市大字高津原字薬師箆 四二三八番一地先から 鹿島市大字高津原字二本松 三六〇八番七地先まで	鹿島市大字高津原字薬師箆 四二三八番一地先から 鹿島市大字高津原字二本松 三六〇八番七地先まで
前	後	前	後	前	後
六・八	七・三	一・二・三	五・四・〇	七・一	一六・八 四六・四
四〇五・五	四〇六・二	八三・〇	七一・五	六五〇・二	六四八・〇